

DOTSカンファレンス実施要領

平成17年4月1日制定
平成30年5月8日一部改正
令和6年4月1日一部改正
[保健福祉部保健所保健・感染症課]

1 目的

医療機関や保健所等の関係機関が協議し、治療開始から終了に至るまでの患者に対する服薬支援を切れ目なく行い、結核患者の治療成績の向上を目指すことを目的とする。

2 構成員

(1) 医療機関

医師、病棟看護師等 療養生活を支援するために必要なスタッフ

(2) 郡山市保健所

(3) その他関係機関

社会福祉士、介護関係者、服薬支援者等

3 協議事項

(1) 確実な個別患者支援計画について検討

(2) 院内DOTS・地域DOTSについて情報交換

(3) 服薬状況について情報交換

(4) 使用薬剤、治療期間、副作用、合併症等について情報交換

(5) 喀痰検査結果について情報交換

(6) 患者本人及び家族との面接状況の情報交換

(7) 治療経過全体の評価（コホート検討会）

(8) その他（接触者健康診断の計画及び実施結果について情報交換等）

4 個人情報保護について

保健所、医療機関及びその他関係機関は、DOTS事業対象者の個人情報の取り扱いについては、プライバシー保護の観点から法令を遵守

するとともに、必要がある場合には適切な措置を講じるものとする。

5 開催回数

各医療機関につき毎月概ね1回

6 実施主体

郡山市保健所

7 規定外事項

この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。